

対象収入による階層区分		基本利用料 (月額)	左の内訳	
			生活費相当額	本人からの 徴収額
1	1,500,000円以下	円 67,104	円 57,104	円 10,000
2	1,500,001円以上 1,600,000円以下	70,104	57,104	13,000
3	1,600,001円以上 1,700,000円以下	73,104	57,104	16,000
4	1,700,001円以上 1,800,000円以下	76,104	57,104	19,000
5	1,800,001円以上 1,900,000円以下	79,104	57,104	22,000
6	1,900,001円以上 2,000,000円以下	82,104	57,104	25,000
7	2,000,001円以上 2,100,000円以下	87,104	57,104	30,000
8	2,100,001円以上 2,200,000円以下	92,104	57,104	35,000
9	2,200,001円以上 2,300,000円以下	97,104	57,104	40,000
10	2,300,001円以上 2,400,000円以下	102,104	57,104	45,000
11	2,400,001円以上 2,500,000円以下	107,104	57,104	50,000
12	2,500,001円以上 2,600,000円以下	114,104	57,104	57,000
13	2,600,001円以上 2,700,000円以下	121,104	57,104	64,000
14	2,700,001円以上 2,800,000円以下	128,104	57,104	71,000
15	2,800,001円以上 2,900,000円以下	135,104	57,104	78,000
16	2,900,001円以上 3,000,000円以下	142,104	57,104	85,000
17	3,000,001円以上 3,100,000円以下	150,104	57,104	93,000
18	3,100,001円以上 3,200,000円以下	158,104	57,104	101,000
19	3,200,001円以上 3,300,000円以下	166,104	57,104	109,000
20	3,300,001円以上 3,400,000円以下	174,104	57,104	117,000
21	3,400,001円以上	①+②	①57,104	②全 額

- 備考：1 この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 2 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1を個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用相当額については、上記表の額から30%減額した額とする。この場合100円未満は切捨てとする。
- 3 本人からの徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。
ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用（月額）を本人からの徴収額（月額）とする。
- 4 冬期加算（11月～3月）は、2,150円とする。